

## 運営協議会における合意形成のあり方検討会 第5回議事概要

日時： 平成23年4月27日（水） 10:00～12:00

場所： 中央合同庁舎3号館（国土交通省）8階 自動車交通局第1会議室

秋山座長の開会宣言。事務局より資料説明を行い、意見交換が行われた。  
概要は以下のとおり。

- 自家用有償旅客運送の必要性の判断を行うにあたっては、市町村が「地域における福祉タクシー等を活用した福祉輸送のあり方調査」等で示された数量的データに基づいて協議を進め、移動制約者等の移送ニーズと当該地域内の旅客運送事業者による運送サービスの提供状況を適確に把握した上で、自家用有償旅客運送の必要性について判断することが必要である。
- 各地域における必要性の判断を行うにあたっては、自家用有償旅客運送はタクシー等の補完制度であることから、まずタクシー等の公共交通事業者のみによっては十分な輸送サービスを確保することができないことの確認を行う事が必要である。
- 旅客の対象とする会員が福祉有償運送の旅客の範囲に含まれるか否かの判断について専門職の知見を活用すると示されているが、現在の運営協議会においても適切な判断が行われている事例もある。よって団体の会員すべてに対して専門職の者が助言を行うと誤解を招かぬよう、旅客の範囲の判定に疑義が生じた場合には専門職の知見の活用を行うことが有効であるとするべきである。
- 経済的な理由により移動が困難な方について、今回の検討会においては他人の介助によらず移動することが困難な者を対象とする自家用有償旅客運送制度の枠組みの議論を行っているものであり、経済的な理由により移動が困難な方については、まず市町村として解決を行う問題であると考える。
- 自家用有償旅客運送の必要性の議論を行うにあたっては、運営協議会に加えて地域公共交通会議を併せて行うなど地域交通全体の視点から自家用有償旅客運送のあり方の検討を行うことが好ましい場合もある。また、福祉有償運送運営協議会における、市町村の担当者については、福祉部局から出席する事がほとんどであるが、交通分野に精通した交通部局の担当者も加えることが理想である。
- 運営協議会の運営が合理的でない、あるいはローカルルールに合理的理由がないといった場合には構成員及び申請団体は運輸支局へ改善の申し出を行えるとされているが、構成員については運営協議会において協議を行っている者であることから申し出を行う必要が無いのではないか。一方で運営協議会の場において、構成員が協議等の改善を提案しても聞き入れてもらえない場合もあることから、申請は構成員も行えるようにするべきではないか。
- 報告書（案）に対し頂いたご意見の調整については、座長に一任の了承を得た。